

令和6年第1回 飯豊町議会臨時会会議録

令和6年1月31日 令和6年 第1回飯豊町議会臨時会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番	横山清彦	2番	島貫寿雄
3番	遠藤純雄	4番	高橋勝
5番	屋嶋雅一	6番	舟山政男
7番	松山和好	8番	遠藤芳昭
9番	高橋亨一	10番	菅野富士雄

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	後藤幸平	副町長	高橋弘之
教育	長	熊野昌昭	会計管理者(兼) 税務会計課長	志田政浩
総務課	長	安部信弘	企画課長	舘石修
住民課	長	後藤智美	健康福祉課長 (兼)地域包括支援 センター所長	伊藤満世子
介護老人保険施設 事務長(兼) 国保診療所事務長		山口努	農林振興課長 (併)農業委員会 事務局長	竹田辰秀
商工観光課	長	鈴木祐司	地域整備課長	上田信幸
教育総務課	長	後藤美和子	社会教育課長(併) 町民総合センター所長	渡部博一

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議事室主査	井上由佳	事務助手	横澤吉和
-------	------	------	------

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和6年 第1回飯豊町臨時会議事日程 [第1号]

令和6年1月31日

午前10時 開会

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第 1号	飯豊町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4	議案第 2号	飯豊町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第 3号	令和5年度飯豊町一般会計補正予算（第9号）
日程第6	議案第 4号	工事請負契約の一部変更について（令和4年災農業用施設災害復旧工事（小白川水管橋））
日程第7	議案第 5号	工事請負契約の一部変更について（令和4年災農業用地災害復旧工事（高野））

(議長 菅野富士雄君)

おはようございます。ご着席ください。

本日の臨時会開催にあたり、議員各位並びに町執行部の皆様にはご多忙中のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、今年は例年より雪が少なく、過ごしやすい冬となっておりますが、インバウンド事業やスキー授業など、雪を利用した行事等に影響が出ております。

また、全国的にインフルエンザ、新型コロナともに流行しているようですが、うがい、手洗いなどの励行、健康管理には十分ご留意されますようお願い申し上げます。

以上、挨拶とさせていただきます。

本日の出席議員は 10 名であります。

去る 1 月 24 日に招集告示されました令和 6 年第 1 回飯豊町議会臨時会は定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

なお、色摩議会事務局長は体調不良により欠席となっておりますので、井上議事室主査にその職務を代理いたさせます。

本日の会議は、あらかじめお手元に配布しております議事日程により進めて参ります。

また、議案等の採決の際、挙手または起立しない議員は反対とみなしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

《 日程第 1 》

(議長 菅野富士雄君)

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、飯豊町議会会議規則第 126 条の規定により、1 番、横山清彦君、2 番、島貫寿雄君を指名いたします。

《 日程第 2 》

(議長 菅野富士雄君)

会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間に定めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定いたしました。

《 日程第 3 》

議案第1号、飯豊町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第1号 飯豊町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、印鑑登録証明書の交付について、個人番号カードまたはスマートフォン用電子証明書を使用するの交付申請を可能とすることにより、町民サービスの向上及び個人番号カードの利活用を促進するため、本条例の一部改正を提案するものでございます。

内容につきましては、印鑑登録証明書の交付申請の際、窓口では、これまでの印鑑登録証に代えて、個人番号カードの利用を可能とし、また、コンビニエンスストアでは、スマートフォンに搭載した電子証明書の利用を可能とするものであります。

以上、概略ご説明申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第1号 飯豊町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。挙手全員です。よって議案第1号 飯豊町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 4 》

(議長 菅野富士雄君)

議案第2号 飯豊町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第2号 飯豊町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を追加等するため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円。除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円の発行手数料を追加等とするものであります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、議案第2号 飯豊町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

直りください。

挙手全員です。よって議案第2号飯豊町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

《 日程第 5 》

(議長 菅野富士雄君)

議案第3号 令和5年度飯豊町一般会計補正予算(第9号)

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第3号 令和5年度飯豊町一般会計補正予算(第9号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に6,018万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ86億6,009万4,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容は、物価高騰対策支援商品券配布事業に係る関連費用3,537万円。住民税均等割のみ課税世帯物価高騰重点支援給付金に係る関連費用2,113万7,000円などを追加するものであり、その財源として国庫支出金4,967万4,000円。県支出金720万8,000円などを追加するものであります。

その他繰越明許費の追加が3件、債務負担行為の追加が1件であります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。7番、松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

3ページの第3表、債務負担行為補正ということで書かれてありますけども、この期間令和5年度から令和12年度までとありまして、もう少しで令和5年度は終わるわけですけども、この時期にこれが出てきたその緊急を要するような背景と、あと令和12年度で切ったというところ、どういう意味あるのかお知らせをお願いします。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

7番、松山議員のご質問にお答えします。3ページ債務負担行為の追加ということで、まず期間について今年度、令和5年度から令和12年度までに設定したわけでありませけれども、こちら今現在、地域振興公社の借り入れとしましては9本ございます。それぞれ返済期間というものがございまして、最終の返済期限が今現在のもので令和12年度が最終となっておりますので12年度までの設定としたと。令和5年度にした理由でございますけれども、今現在すべての借り入れに対して、町長、社長いずれも個人保証ということでの借り入れをしている。そちらのほうをまずはきれいにするといいですか、個人保証なくす、その代わりに町のほうで債務負担のほうを設定させていただきたい。それを今日提案させていただいて、すぐそちらのほうの切り換え作業に入りたいということで、令和5年からといったことでの今回の提案とさせていただいたところでございますので、ご理解賜りますよう、よろしく申し上げます。以上であります。

(議長 菅野富士雄君)

7番、松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

現在、町長個人の名前で一応社長やってまして、それでその保証やってることなんですけども。これだけの金額を町のほうで債務保証するとなれば、当然その分町の財政が硬直化するわけですよ。ここにいらっしゃる後藤幸平氏は、今は町長の席にあるわけですよ。これを必要としてるのはその個人の後藤幸平氏なわけです。それを一気に町で背負うということは、当然住民にとっては寝耳に水というのは、突然のことなわけですね。それを単純に短時間で決定しろと言われてもちょっと、なかなか判断できないんですよ。当然金融機関のほうから何か通知等あると思うんですけども金融機関のほうでは、どのような文言を書いた書類を出してきてるのか。そもそも質疑の時間なんだから、あれですけども、そのような金融機関のほうからの文書もなにかあるのでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

松山議員のご質問にお答えします。財政硬直化っていうのはもちろんであります。財政健全化判断比率のうち、将来負担比率という項目ありますので、そちらのほうに、この金額 11 億 3,130 万円というものが加わることによって、数パーセントそちらの比率がアップするっていうことになります。ただ実際の支払いは今現在はないと見込んでおりますので、実質公債比率への影響はないというふうに考えているところであります。ただ将来負担比率というところでは、県内でも高い比率になっておりますので、そちらのほうについては財政担当のほうとも相談させていただきながらでありますけども、こちらのほうの経営健全化、しっかり公社のほうで立て直していただくことによって、町の会計には迷惑をかけないように指導、監督をしていければなというふうに思っております。また、金融機関からの申し入れと申しますか、文書に関しては先月に文書でいただいております。金融機関から保証のないものを 2 本、9 本あるうちの 2 本については、山形中央信用組合様から借りているものについて、そちらのほうを優先的に回収に当たらなければいけないということになりますので、こちらについては今月、1 月いっぱいがまずめどであるということでの通知が来ましたので、今日突然っていう形になりました。その前、全員協議会等々でも説明させていただきましたけれども、こちらのほうをご理解いただいて順次切り換えを進めて参りたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

(議長 菅野富士雄君)

7 番、松山和好君。

(7 番議員 松山和好君)

自治体で三セクやその他の類の債務保証はするべきではないということは、私約 20 年前の議員活動をやってたときにすでに国のほうではそういう通達を出してきてます。それに反することなわけですね、全く。全く逆行して悪いことわかっていながらそうする。今回は、それをお願いするほうも、それを承諾しようとしてる人もどちらも同一人物なわけですね。こういうことになるから、するもんでないってことで国でもあらかじめ言ってるわけですよ。それ承知の上で、このようなことを出してくるのは、どういうふうな考え方、

そういう国の通知なんかも関係ないと思ってるのか、いや十分返済できると思ってたんだか。その辺のお気持ちをお聞かせをお願いします。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

7番、松山議員のご質問にお答えします。国のほうの総務省の通達、第三セクター等の経営健全化に関する指針ということで出てるっていうのは把握しております。その中で損失補償についても基本行うべきではないというようなことが書かれております。また一方で、私人としての債務保証、町長社長でありますけれども、そういったところの債務保証もするべきではないというようなことも記載されております。まずはその個人保証をなくすということを優先させていただく。まずはやむを得ずこちらのほうの損失補償の契約に切り換えていくということを尊重したということで、全くこちらのほうの通達を無視するというような考えは全く持っていませんということを申し上げたいというふうに思います。以上であります。

(議長 菅野富士雄君)

他にございませんか。2番、島貫寿雄君。

(2番議員 島貫寿雄君)

先ほど松山議員も質問しましたけれども、そういう文書があったのかっていうことについて前段の全員協議会で、後藤幸平氏と松山一利氏が個人で保証してるわけですけども、そういう状態では、新たな融資ができないというようなお話もあって、町が債務保証、肩代わりするというような説明だったと思います。そこでお聞きしたいのは、その金融機関から町にそういうことが口頭や電話ではあるはずがないと思いますので、文書で町にそういうような通達というかお願いがあったのか。後藤幸平氏あるいは松山一利氏にそういうような文書が届いているのか。できれば前回の全協でそれを開示していただきたかったんですが、そういうものがあるのかないのか。なければあった話にいくらでもできるわけで、そして加えて、金融機関が損失補償を求める際には、その第三セクター事業に対して

の評価審査が十分行われた上で、これは危険だということでそういうことが起こるわけです。そういうような内容の文書もちゃんと届いていますかということもお聞きしたいと思います。それと、先ほど松山議員もおっしゃってましたが。この損失補償により、飯豊町が負ってるリスクが大きくなるわけです。リスクが発生するわけです。それを町民が住民に認識するためには、情報開示や透明性の向上が求められるわけですが、今までこういうことが知られていなかったと。こういうなこともやっぱりきちんとやっていかないと、なかなか町民の理解は得られないんじゃないかと思いますけども、とりあえずこの3点ほどお聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

2番、島貫議員のご質問にお答えします。文書が来ているのかということでもありますけれども、町のほうに対しては先ほどお伝えしたとおり来ております。金融機関から、地域振興公社については今現在債務超過であり、キャッシュフローもなく返済能力については大変困難な状況であるというふうな判断であって、破綻懸念先というようなことでの引当金ということで借入れを充てなければいけないというようなことでの話で、そういったことで回収の方針ということに記載があって、その期日が今月末までといったことでのものであります。なお、そちらの文書が個人とする町長または社長へ行ったかどうかというのは確認はしていないところでありますので、ご了承いただきたいというふうに思います。あと、住民への周知でありますけれども、三セクの決算については議会のほうへ報告をさせていただいて、年に1回広報で決算状況をお知らせしている。ただしこのような細かい情報まではなかなか提示をしていなかったということありますので、何らかの方法でしっかりとお知らせしていかなければいけないということは認識しているところでありますので、まだ方法についてまだ具体的なところを本日段階で確約できるものではありませんけども、しっかりと議会、住民の方にわかりやすいように提供していければというふうに考えているところであります。よろしく願いいたします。

財政に対するリスクでありますけれども将来負担比率、令和4年度決算へ当てはめると数パーセント上がる。ただ基準大きく赤字というか、そういったところへの懸念まで行くには遠いってところがあります。ただそういったリスクは常にはらんでいることでもありますので、そういったところも含めて公社のほうへアクションプラン、今回経営健全計画立てましたので、そういったところをしっかりと一步一步をやっていくということを、町もしっかり担当者と連携しながら指導していければなというふうに考えているところでありますのでよろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

2番、島貫寿雄君。

(2番議員 島貫寿雄君)

前回の全協でもお聞きしたとき、資料がないということで回答いただけませんでした。この公社がひとつに合併する以前、その両方のしらさぎ荘、白川荘、両方の合算した最大の売り上げからどんだけ減ってるんだということをお聞きしましたけども、この公社が一本化されてからでさえ、これだけのマイナスが生じていると。金融機関も、これは危険だということでそういうような通達があったと。で、前回の全協でも説明ありましたが、経営状態が良いときは6,000万円もの使用料もいただいていたと。それも今はいただけてないと。指定管理料も相当上げてると。これだけ優遇されてる中で赤字が増えてくると、やっぱりどっかで大鉈を振るわないといけないと思いますけども、そういうようなお考えはないんでしょうか。民間ではこんなことはありえないと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

ご質問にお答えします。しらさぎ荘、白川荘ともに建設以来、町のほうに施設管理料であつたり源泉使用料、そういった形で多くの金額を入れていただいたという経過がございました。その間景気がよかったとか、いろんな状況があつて町のほうに入れていただいた。一方で、町は指定管理料等々の支払いつてのはほとんどしてこなかった。今回いろんなコ

ロナ等も含めて景気後退局面、あとは大震災であったり、そういったもろもろのことありましたので、令和2年度から大きく指定管理料を増やして、さらに今年度からさらに大きく増やして今運営していただいているところありますので、そういったところを町として最大限の支援をしたというところはあります。一方で会社としても経営改善計画に基づいたプランを着実に進行していただいて、まずは単年度黒字に向けて努力していただいているというところだと思いますので、そういったところをしっかりと見ていきたいというふうに考えているところであります。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

2番、島貫寿雄君。

(2番議員 島貫寿雄君)

その、数字的に両方合算したとき最大の売上げってあるわけですね、平成の多分時代に。そっから今どれぐらいになってますか。私それが知りたいんです。それが急にV字回復して以前のような状態に戻って、どんどん債務が減ってくっていくことがあるんですけどいいと思いますけども、これは何も後藤幸平氏や松山一利氏の債務保証をそのまま、ずっとやっていきなさいってことじゃなくて、やっぱりここでそれをすりかえても、経営が改善しなければ、結局やがては町の財政、町民にその負担が来るということを、やっぱりここで変えるのであれば、やっぱり町民の理解を得るには、やっぱりそういうようなことはっきりしない限りはなかなか理解得られないと。もう経営計画は立派なもの出てます。でも計画どおりすべて行くのであれば、破綻に追い込まれる企業はないと思います。その経営計画どおりやっても、やっぱりこれは駄目だったときはやっぱり大鉈を振るうと、それぐらいの決意がなければこれだけ大きな金額の補償を町で受けるというのはなかなか難しいことじゃないかなと思いますけど。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

2番、島貫議員のご質問にお答えします。売り上げ的に見ますと、合併直後である緑のふるさと公社と産業開発公社が合併した当時でありますけども、3億5,000万円を超える売り上げがあったものが、昨年度を見ますと2億1,000万円程度。約1億3、4千万円減っているという状況であります。こちらコロナ5類以降回復傾向にあるというものの、なかなかそこまでは数字として今現在戻って来ていないというのが現状であるというふうに認識しているところであります。いずれの施設についても老朽化等々があります。その辺については、今現在の規模でいいのか、人口自体減っておりますので、どのような施設規模が適当であるのかということも含めて、これから内部で協議をさせていただければというふうに考えているところでありますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

他にございませんか。 8番、遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

若干質問させていただきますけども、今回の議案書の第3表で、株式会社飯豊町地域振興公社の借入金に対する損失補償というふうなことでありますが、損失補償なのか、債務保証なのか、これちょっと疑問でございます。損失補償というのはどういうことか。債務保証というのはどういうことかというふうなことで、前段で説明を受けたのは、債務保証だったのではないかなというふうに思います。損失補償というのは、保証人。債務保証というのは、ここの中で言いますと、もうすべてを保証していくというふうなことだと思いますが、第三セクター等の経営健全化に関する指針の中で、総務省が出しているところでありますけれども、資料はないかと思いますが、債務保証と損失補償について、私今もらってすぐ調べたやつなので、もしかしたら間違ってるかもしれませんが、これまでの裁判等では、自治体の第三セクターによる債務保証と損失補償は明確に区別されている。それで、債務保証は認められ、最高裁でも自治体による債務保証は直ちに違法とは言えないというふうなことで適法とする判決が出ています。ただし、この総務省の指針では、地方公共団体が第三セクターに対して公的支援を行う場合には債務について損失

補償をすべきではないというふうに書かれています。5ページですね、5ページに地方公共団体が第三セクター等に対して公的支援を行う場合は、債務について損失補償を行うべきではないというふうに書かれています。これ損失補償なのか債務保証なのか、ここでどういうふうに使っているのかなというふうに思います。ただ、また長等の私人として、その債務保証については行うべきではないと。債務保証については行うべきではないと。現在このような契約を行っての場合は早急に是正することが必要だというふうなことで、ここは債務保証については担当課長のお話のとおりだと思います。債務保証なのか、損失補償なのか、この提案がどう違うのか、前回の説明とどう違うのか教えていただきたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木商工観光課長。

(商工観光課長 鈴木祐司君)

8番、遠藤議員のご質問にお答えします。遠藤議員ご指摘のとおり指針の5ページに、4ページから5ページですけれども公的支援の考え方ということで、(2)に損失補償(債務保証を含む)というような項目がございます。こちらのほうの項目を参考にさせていただいてるところです。今回は損失補償をさせていただくと。こちらは前回平成10年になりますけれども、同じような借り入れに対して町のほうで損失補償を行ったと同じようなケースというようなことでとらえて、今回は借入金1億3,000万円あまりありますので、そちらのほうの損失補償をさせていただくということで提案をさせていただいたところがありますのでご了承ください。よろしく願いいたします。

(休憩 -10:32-)

(再開 10:34-)

(議長 菅野富士雄君)

それでは休憩前に復して会議を続けます。8番、遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

損失が発生してるわけでもないと思いますので、その保証人になっていくというふうなことだと思いますので。あと首長に関しては、債務保証、債務保証ですね、保証人にはなるべきではないというふうなことで、総務省の通達がありますので、それはいずれかの時点でそれは是正をしていくべきものだと。それは法的に根拠がありますので、それはやっぱり私たちとしても、そういうこと自体は生じさせてはならないというふうに思います。なので原案、これについては、このとおりにかなというふうには思いますが、本質は先ほどほかの議員もお話したとおり、今後例えば、さらに債務が増えた場合に、例えば同じような手続きが今度増えてくる。プラス、また債務がありますというふうなことには、あつてはならない。ないというふうに今、一生懸命経営改善努力をやっているの、ないというふうなことがありましたけれども、やっぱり大事なところはそこだと思いますね。その経営改善だけじゃなくて、やっぱり人口規模に合わせて、あるいは今後の将来見通しに合わせて、縮小、縮減そういったものを含めて、今後どういうふうにして、この第三セクターを運営、経営していくのかというふうなことが大事なんだろうというふうに私は思いますので、とりあえず今現在のですね、経営改善がこの債務を保証しても、町にはきっとそんなことは降りかかってこないだろうというふうなものも、やっぱり私たちとしては、それをお聞きをして、そして認めていきたいというふうな当然だと思いますよね。できれば全会一致で、やっぱりこういったところは三セクを信用していくというふうなことが必要だと思いますので、今の例えば経営改善の成果が出ているのかどうなのか、もうすでにこの議論は1年前から進んでおりまして、指定管理料を4倍、4.5倍ぐらいに上げた段階からですね、やっぱりいつも追及をしなければならない課題でありますので、その辺のところをお聞きしてよろしいでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

高橋副町長。

(副町長 高橋弘之君)

8番、遠藤議員の再質問のほうにお答えしたいというふうに思います。遠藤議員おっしゃるとおりこれまで他の議員の方々からもご質問ありましたが、今回の損失補償をした上

で、本当にこの第三セクターという部分をどういう形で町は、町というか経営を行っているのかというところが一番の問題なのかなというふうに思います。近隣の自治体においては類似団体施設がかなり多く出てきて、リニューアルをしながら人口減少が進んでいく中において、パイの奪い合いをしているというような状況の中で、これから先形勢が改善していく見通しが本当にあるのかどうかというところも一つ議論になってくるのではないかなというふうに思います。我々としては、これまで第三セクターが担ってきた役割、特にこれまでオープンしてから町に対しましては10億円近い施設使用料、それから源泉使用料等を入れていただいている。そして雇用の創出、町内経済の振興発展、それから町民の福利厚生というような大きな意味合いを持ってきた施設でもございます。そういった部分をぜひ今後も継続していきたいという思いは当然持ちながら、経営改善に当たっていきいたいというふうに思いますが、先ほど申し上げたとおり同じパイの奪い合いをしているという中で、勇気ある撤退という部分も一部は考えていかざるを得ない部分も時としては出てくるのかなというふうには考えておりますので、そういったところを見計らいながら経営改善を行って、第三セクターの存続という部分を続けさせていただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

8番、遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

了解しました。今お話のようにそうは言っても、いまだに例えばフォレストいいですがそのままだの状態に置かれているというふうな、あるいは結構使われていない施設も管理しているとなかなか大変な部分もあると思いますので、いち早くですね、会社全体、一部の宿泊施設や施設だけじゃなくて、会社全体の経営をどうしていくというようなことで取り組んでいただければなというふうに思います。第三セクターが今回初めてこのような債務保証ということで、損失補償というふうに出てきたんですが、一つ崩れると次から次と同じようなことが出てくるというふうなことがあると思います。たまたま後藤幸平さん名義で損失補償をしていなくても、やっぱり第三セクターの債務がすべて今後町の負担になって

くるというふうなことで、今1億3,000万円の債務保証なんですが、何かあれば、またどんどん積み増しをしてくるというふうなそういう心配もありますのが、私はそういうふうにしてんのですが、今後今ある第三セクターの経営状況あるいは今後の見通し等において第三セクターがこのようなことに陥ることのないように、ぜひやっていただきたいと思いますが、その辺は副町長、どうでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

高橋副町長。

(副町長 高橋弘之君)

コロナウイルスが第5類に移行後、各第三セクターの経営状況については人流が戻ってきたということも含めて、売上げのほうはコロナ前よりまでは至ってありませんが、対前年比よりは売上げが確実にアップしてきているというような状況であります。ただ、民間の飲食店等からもお話なんかを聞きますが、人流は戻ってきているものの、売上げも少し上がってるんですがコロナ禍におけるゼロゼロ融資の債務が始まっているという部分で、財政状況的にはかなり厳しい状況であると。全国的に見ても、飲食店の倒産件数が非常に増えてきてるっていうのが、今数字で現れてきてるというような状況です。そういった中で、どうやって売上を上げて利益を上げていくかという部分で、それぞれの第三セクターも汗をかきながらやっているというような状況でありますので、その辺のところを引き続き徹底を行いながら、経営改善を行っていくことが大事なんだろうなというふうには思っているところです。町もその経営会議等には参画をさせていただきながら、どういった工夫ができるのかというようなことも併せて助言なんかをさせていただきながら今、進めさせていただいてるところでございます。その辺を見計らいながら、先ほど申し上げた勇気ある撤退というか、一部撤退も含めながら今後の見通しを考えさせていただきたいというふうに思っています。以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

他にございますか。

(「休憩」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

賛成者がいませんので。いやそんな時発声してください。

動議が提出されたことを認めます。それでは、休憩の意味をお知らせください。暫時休憩いたします。

(休憩 -10:42-)

(再開 -10:48-)

(議長 菅野富士雄君)

休憩前に復して会議を続けます。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「はい」の声あり)

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許可いたします。7番、松山和好君。

(7番 松山和好君)

我々議員は町民の側に立ってるわけですね。ですから絶えず町民のことを考えて行動しなくちゃならないと。その政府関係の書類とか文書にありますけども、こういう場合ね、住民によく説明して納得してもらってから、その債務負担の契約をしなさい、とそういうこと書かってるわけですよ。今日現在ね、今日の臨時会において、こういうことが議題になってるなんていうことは、おそらく1割の方も知らない訳ですよ。そういう状態において、町からの提案だから賛成したとかね。何となく大変そうだから賛成した。ただその判断の結果、大変な目にあうのは町民なわけです。我々議員は単なる通り道にしか過ぎないわけですね。そういう状態で、今月ね、全協があつてそういう問題があるってことを皆さんわかってるわけですけども。大したこともなく、1週間、2週間経過して、ここで採決して、町民にこうなったと言って、そうか、よかったなという町民はいないわけです。

よね。そうですね。はい、そうね、よかったという人も中に今いると思うんですけども。もっともこの1週間、2週間あったわけですからね、その資料なり、ちゃんと配布して、できれば各地区の代表者でも集めて、各議員が地元へ寄ってそういう意見を集約して、それからやるべきであって、といった資料がない。話はあるけども資料がないと。本当にあんなもんで終わった。これでこんな大事なことを決めちゃっていいのか。これで賛成だって言っちゃうと議員の責任になっちゃうわけですね。確かにその挽回できる要素があるのがね。大丈夫だっつうんだったら、いや今は苦しいけど大丈夫だと言って考えて賛成したってことがありますけども、ただ先ほどの課長なり副町長の話では、なかなかね、挽回するにも今は大変な時期だというそういうふうなニュアンスなわけですね。そういうときにおいてこれ賛成して、また次にこういうことがあれば、さらに大きな金額で出てくるわけですよ。ただ1回それやっちゃうと、もうずっとこう出さざるをえなくなるっていうのが、その金融関係なんですよ。金貸してるほうが強いのは最初であって、ある程度貸しちゃうと金貸してる方が弱くなっちゃう。そういうことがあるもんですからそれに陥らないように、私は心配してるんですよ。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

今、反対討論ありました。賛成討論の方いらっしゃいますか。5番、屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

それでは私のほうから賛成ということでの討論させていただきます。今までこの件につきまして皆さんから議論いただいています。本当に難しい問題だと私自身も思ってますが、この債務負担行為の補正につきまして、先ほどから出ているように今月いっぱいというようなことの期限があります。そういったことを考え、また住民の福祉向上を考えた場合に、どうしても必要な施設であるというような観点で存続をするというようなことを願うところがあります。そういった強い思いから賛成もしたいと思えますし、ただ、先ほどから出てるように、一番大切なのがここで承認した後の、この地域振興公社の経営改善については、私たちも今まで以上に、私たちは経営改善には携わることはできませんが、本当に逐一報告をいただいて注視していくという、私もそのくらいの気持ちを持ちながら賛

成をしたいなと思います。また今回の件につきましてはこの債務負担行為の保証だけでなく、今、物価高騰ということで町民の方も非常に困っておられます。他の市町村についてはこの物価高騰対策として、もうすでに実施されている企業も多いわけで、飯豊町いつそこういった補償があるんだと私自身も言われてるところでありました。そこでこういった感じで今回も各全町民に対しての補償という補正も含まれております。一括の審議ということも考えますと、この案件につきましては賛成するべきというふうに思っています。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

他にございますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第3号 令和5年度飯豊町一般会計補正予算(第9号)の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 多数)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手多数です。よって議案第3号 令和5年度飯豊町一般会計補正予算(第9号)は原案のとおり可決されました。

《 日程第 6 》

(議長 菅野富士雄君)

議案第4号 工事請負契約の一部変更について(令和4年災 農業用施設災害復旧工事(小白川水管橋))

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただ今議題となりました、議案第4号 工事請負契約の一部変更について（令和4年災農業用施設災害復旧工事（小白川水管橋））についてご説明申し上げます。

本案件の令和4年災 農業用施設災害復旧工事（小白川水管橋）につきましては、令和5年3月14日に議決いただき、工事に着手したところであります。この度、水管橋を設置する際の仮設盛り土工事及び仮設工の撤去の追加など、工事請負契約の一部を変更して工事を実施する必要があることから、当初契約金額、6,710万円に412万1,700円を追加し、7,122万1,700円に変更するとともに、工期を令和6年3月10日から令和6年3月19日に変更するものであります。

以上、概略を説明申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。8番、遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

この内容につきましては今日初めて説明を受けたところであります。1月11日の全員協議会におきまして、農業用施設災害復旧工事の小白川水管橋の農地災害復旧につきましては、県との協議中のため県との協議が整えば提案というようなことでありましたので、今町長からこの提案の内容についてお聞きをしたところでございます。400万円の増工というようなことになっておりますけれども、仮設工のことですよね。ただ、ちょっと言葉で、2、3行言われてもよくわかりませんので、どのような変更だったのか、内容を教えていただきたいと思います。それと、この水管橋が完成したことによりまして、今年の作付け、今年ですね、の作付けには大丈夫なのか、あるいはその途中で配管等の故障がまたあるのかどうなのか、そういったことについてお聞きをしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

竹田農林振興課長。

(農林振興課長 竹田辰秀君)

8番、遠藤議員のご質問にお答えいたします。今回の変更契約の内容でございますけども、今水管橋の発注工事をしておりまして、製品が完成しまして、それをおっきい重機で運搬、据えつけするとふうな運びになっております。その際、重機クレーンの脚を伸ばして設置するわけなんですけども、あそこの場所が狭く、脚が伸ばすことができないということがわかりました。ので、そこに仮設盛り土をするというようなことで、その後水管橋を設置する工事に入るというようなことが1点であります。あと、令和5年作付けに間に合うよう、水管橋の代わりに仮設の水路を取っておりましたので、それを撤去するというふうな工事になります。来年度、令和6年度の作付けには新しい水環境で、そのまま使用できるというふうな予定になっております。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

8番、遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

了解しました。仮設で400万円も超えたっていうような話だったので、あの狭い現場で、どれほどの仮設が必要だったのかなというふうに思ってお聞きしたところでございます。それから仮設水路については、撤去されるというようなことですが、工期が3月いっぱい、3月の19日、9日間延びてるっていうことなんですけど、この9日間伸びているという理由は、どのようなことなんでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

竹田農林振興課長。

(農林振興課長 竹田辰秀君)

遠藤議員の再質問にお答えいたします。以上のような先ほど申し上げたとおりの工事の変更等で県との協議等にも日数がかかったというようなことで、9日間延長したいというようなことであります。水管橋小白川の部分については、この工期内に終わるということで現在進んでいるところであります。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし。」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第4号 工事請負契約の一部変更について（令和4年災 農業用施設災害復旧工事（小白川水管橋））の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。よって議案第4号 工事請負契約の一部変更について（令和4年災 農業用施設災害復旧工事（小白川水管橋））は、原案のとおり可決されました。

《 日程第 7 》

(議長 菅野富士雄君)

議案第5号 工事請負契約の一部変更について（令和4年災 農地災害復旧工事（高野））

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第5号 工事請負契約の一部変更について（令和4年災農地災害復旧工事（高野））についてご説明申し上げます。

本案件の令和4年災 農地災害復旧工事（高野）につきましては、令和5年5月16日に議決をいただき、工事に着手したところであります。このたび山形県が施工する萩生川河川改修工事との施工区間の調整協議に不測の日数を要したことから、工事請負契約の一部を変更し、工期を令和6年3月11日から令和6年3月29日に変更するものであります。

以上、概略ご説明申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。これからただいまの提案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。8番、遠藤芳昭君。

（8番議員 遠藤芳昭君）

また新たな説明だったものですから内容を知りたくて質問いたします。18日間工期が延びておりますが、契約の金額の変更はございませんので工事量は増えてはいないというふうなことだと思っておりますが、この18日間の工期の延長となったその理由はどのようなことでしょうか。それから、山形県との協議があったというふうなことでありますが、県との隣接工事とか、そういった関係での調整だったのかどうなのか、工期が延びた理由とも関わるのかもしれませんが、山形県との協議の内容についてお聞きをしたいと思います。

（議長 菅野富士雄君）

竹田農林振興課長。

（農林振興課長 竹田辰秀君）

8番、遠藤議員のご質問にお答えいたします。高野の今回の部分でありますけれども、萩生川の改修工事、県で入っていただいておりますが、その改修の川のラインがどのように線引きなるのかというなことで、調整をとっておりました。一部農地に係る部分もあるや、ないやというようなことで、その辺をどうするかというようなことでの協議に時間を

要したというふうな部分になります。工期 18 日延長しておりますが、この工事については、3 月定例会この後ありますけども来年度に繰り越し事業というふうなことも予定しておりますので、年度末 3 月 29 日にまで変更というふうなことでさせていただきたいというふうに思います。以上です。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

それでは質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第 5 号 工事請負契約の一部変更について（令和 4 年災 農地災害復旧工事（高野））の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。よって議案第 5 号 工事請負契約の一部変更について（令和 4 年災 農地災害復旧工事（高野））は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします今臨時会において議決されました各議案等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについてはその整理を議長に委任いただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。よって条項熟数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日予定されました議事日程は全部終了いたしました。

これにて閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。お疲れ様でした。